

刑事司法改革の再構築

◆特集にあたって

1 世紀の変わり目頃から、各法分野における立法の動きは極めて著しい。刑事法でも同様で、「ピラミッドのように沈黙してきた」（松尾浩也）と評されてきた状況が一変した。

刑事手続に関しては、国会図書館ホームページ中の「日本法令索引」によると、現行刑法の改定は、公布（一九四八年五月）から二〇二五年八月まで、単純な文言の変更も含め五八件ある。このうち、一九八〇年代までの約四〇年間では、重要な法改定は「多分に旧法への郷愁が看取される（団藤重光）」と評された一九五三年改定、いわゆるお礼参り対策に関する一九五八年改定程度で、費用補償制度の整備（一九七六年）を含めても三件に過ぎない。

これに対し、一九九〇年代以降の法改定は四二件、しかも、通信傍受法（一九九九年）、被疑者国選弁護制度・裁判員制度（二〇〇四年）、被害者参加（二〇〇七年）、電磁的記録の搜索（二〇一一年）、取調べの録音録画・司法取引（二〇一六年）、被告人の出頭確保（二〇二三年）、刑事IT化（二〇二五年）など、極めて大きな改定が目白押しである。法制審で審議中の再審法改定の動きは予断を許さないが、数年後にここに加わることは確かである。

2 だが、これらの立法の積み重ねにもかかわらず、変わらないものがある。

そのひとつが取調べ中心主義である。まず、被疑者との関係では、自白獲得のための長時間の紮問的取調べの常態化である。

二〇一六年の刑訴法改定では、一定の事件について取調べの録音・録画が制度化された（刑訴三〇一条の二）。精神障害のある被疑者取調べ（犯罪捜査規範一八二条の三第二項参照）など、捜査実務上、法規定より広い範囲で録音・録画が行われるようになってきた。そしてこれにより、違法・不当な取調べの存在が少なからず発覚していることも確かで、いわゆるプレサンス事件では、取調べ検察官が付審判決定により公判請求されるに至った。

取調べ中心主義の一角にメスが入ったことは事実である。しかし、録音・録画されていることを熟知している捜査官が違法・不当と評価される取調べを続けているという事実は、捜査官の中にお札問的取調べの正当性を疑わない感覚が存在していることを推測させる。問題の根源はこの点にあり、それを打破する一つの動きが取調べ拒否権論である（前田朗論文）。

このような紮問的取調べが可能となるのは、逮捕から起訴前勾留に対する司法的抑制が極めて弱いためであり、また、公判段階に至っても自白・否認の差が保釈（換言すれば起訴後勾留）に強い影響を与えているためでもある。いわゆる人質司法問題である（佐藤元治論文）。

3 他方、「被疑者以外の者」の取調べ（刑訴二三三条）についても、問題がある。この場合、対象がいわゆる重要参考人か、被害者か、被疑者

の友人か、目撃者か、捜査上必要な知識の提供者かなど属性が多岐にわたるため、論ずべき点もその属性ごとに異なる。ただ、共通する問題点として、これらの者に対する捜査官の事情聴取の結果たる供述調書が公判で多用されてきたという事実である。

このような調書裁判も、裁判員裁判に伴う「精密司法から核心司法へ」のスローガンのもと、ある程度変わつたことは事実である。しかし、これらの者に対する取調べは可視化されているわけではない。再審無罪となつた福井女子中学生殺人事件では、参考人自身の犯罪を見逃す代わりに被告人に不利な供述を取るという取引的取調べが行われた事実が明らかとなつたが、その適正化に向けた方策も検討課題である。

他方、ビデオリンク証言の録画媒体(刑訴三二一条の二)や、いわゆる司法面接(日本の場合、「まがい」が多いといわれるが)の際の録画媒体(刑訴三二一条の三)を伝聞例外とする立法、あるいは一定の条件下でのオンライン証人尋問(刑訴二八六条の三)などは、確かに直接・口頭主義や証人審問権・伝聞法則と正面からぶつかるわけではない。しかし、その運用や利用如何によつてはこれらの原則を阻害する危険もある。直接・口頭主義の確立はなお課題というべきである(伊藤睦論文)。

4 これら以外にも論ずべき立法は少なくないが、取調べ中心主義、人質司法、調書裁判という日本の刑事司法の宿痼が克服されたわけではない。むしろ、形を変えてこれらの宿痼を温存・強化するものも存在する。さらに、新たな犯罪現象への対処や取調べの比重の低減を理由として、通信傍受の拡大など新しい捜査手法・捜査技術が導入され、導入や拡大に向けた検討がなされるという状況も目に付く(内藤大海論文)。その一方、オンライン接見の導入さえ見送られたように、被疑者国選弁護の導入・拡大にもかかわらず、捜査への法的規制や弁護人によるコントロールは充分であらうか(春日勉論文、戸舘圭之論文)。

かつて、強力な組織的犯罪対策も人権規定の充実と当事者主義の確立という逆説的調和の中で許される(松尾浩也)とか、人権保障的な近代法原理と捜査・訴追権限の強化という超近代的手段の全体的バランスの回復の必要性(田宮裕)が説かれたが、新たな捜査手法の導入にあ

たり、これらの調和・バランスは図られているであらうか(根源的にいえば、新たな捜査手法には、法治国原理を弛緩させ、あるいはそれと矛盾するものも多い)。そもそも古典的な手続においても、捜査・訴追権限と防御権の均衡ははかられてきたであらうか。

5 二二世紀の刑事立法のもうひとつのキーワードが、被害者保護である。被害者保護に関する立法もまた多岐で、実体法・手続法の双方にわたり重大な改定が多い(これに加え、裁判所をはじめ広い意味での司法関係者の間でも、様々な動きがある)。

ところで、被害者保護をめぐる動きは、あえて単純化していえば、法と秩序の維持という観点を重視するいわば保守的立場からのものもあれば、ジェンダー平等、子どもの権利の伸長などを目指す、いわばリベラルな観点からのものもあり、現実には、この両者が複雑に絡みながら立法が展開している。ただ、後者の立場を前提とすると、人権伸長とそのための権力的手段の利用というジレンマを生じる場合もあり、これをいかに克服・調整すべきか、不断の検証が必要であらう。これが顕著に問われるのが、性犯罪・性刑法である(谷田川知恵論文)。

6 そこで、このような現状を踏まえつつ、刑事手続の抜本的改革のために何が必要か、まずは最も重大な上記の点について、改革の方向性の一端を再確認することとしたい。また、刑事司法・刑事法制のはらむ様々な問題・矛盾が最も顕著に表れるのが、(死刑制度の存置を前提とする限り)死刑事件であるといえる。そこで、この問題についても、特に検討を加えることとする(丸山泰弘論文)。

刑事司法をめぐる問題は、もとよりこれにとどまらない。本特集では触れえなかつた公訴の抑制、事実認定の適正化、犯罪者処遇、被害者保護、刑事司法の担い手の現状と改革課題、先に特集(五九五号)した誤判救済の問題など、問題は山積している。理想的な刑事司法を実現した国などは存在しないであろうが、問題点と改革の課題を正確に認識したうえ、望ましい方向性を志向してゆくことが必要である。